

平成19年度政策分野の政策評価結果（案）【林野庁抜粋版】

(実績評価結果)

頁

- ・ 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 ----- ⑪-1
- ・ 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進 -----⑫-1

平成19年度政策の実績評価書（案）

評価実施時期：平成〇年〇月

担当部局名：林野庁企画課

【施策名】

森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮

政策体系上の位置付け VI-①

【施策の概要<目指す姿>】

森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。

【施策に関する目標】

① 国土の保全や水源のかん養^{注1}といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO₂の吸収量1,300万炭素トン^{注2}の達成に向けて、間伐^{注3}や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。

目標 ①	重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進			
	〈達成目標〉	〈19年度目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。 (各年度)	100%	%	% ()
(ア) 水土保全機能	育成途中にある水土保全林（土壌の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (基準値:平成15年度:63% → 目標値:平成20年度:71%) (平成19年度すう勢値:52.12%)	67.63% (すう勢値から 15.51%増加)	集計中 (すう勢値から %増加)	%
(イ) 森林の多様性	針広混交林（針葉樹と広葉樹との混交林）などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (基準値:平成15年度:31% → 目標値:平成20年度:35%)	34.20% (基準値から 3.2%増加)	集計中 (基準値から %増加)	%
(ウ) 森林資源の循環利用	育成林（人手により育成・維持される森林）において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (基準値:平成15年度:8億4千万m ³ → 目標値:平成20年度:9億8千万m ³)	9億5千万m ³ (基準値から 1億1千万m ³ 増加)	集計中 (基準値から m ³ 増加)	%

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 育成林整備事業 【32,069 (36,383) 百万円】
育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等を推進。
- ② 共生環境整備事業 【407 (470) 百万円】
森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO^{注4}等の参画を得た里山林^{注5}の整備等を推進。

<目標に関する分析結果>

平成19年度については、

- ① 間伐遅れの森林を集中的に解消し、森林吸収源対策の加速化を図るための効率的な間伐の実施及び間伐材の利用促進などを推進
- ② 地域の特徴やニーズ、立地条件に応じ、100年先を見据え、針葉樹による単層状態の人工林を、針広混交林化、長伐期化等により多様な森林へと誘導
- ③ 水産分野や農業分野との連携により、良好な漁場環境の保全や良質な農業用水の安定的な供給に資するため

の森林整備等の実施等の森林の適切な整備・保全を通じて「美しい森林づくり」を推進する取組を実施しており、引き続き目標の達成が考えられる。

森林は間伐等の適正な管理を行わなければ、その機能が低下することが予想されることから、引き続き適切な森林の整備等を行うことが重要である。

森林の整備にあたっては、団地間伐等施業の集約化を進めるとともに、立地条件を踏まえつつ長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進することにより、トータルコストの低減を図っている。

なお、森林吸収源対策については、最新のデータに基づき試算した結果、森林吸収目標 1,300万炭素トンの達成のためには20万haの追加的な森林整備が必要と見込まれることから、平成19年度からこの追加的な森林整備を実施しており、このことを踏まえ、目標値について暫定的な見直しを行った。

<改善・見直しの方向性>

国土保全や地球温暖化防止など森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるため、森林所有者の負担、地方財政事情など森林整備を巡る情勢に対処し、また、人工林の資源内容の変化等に対応するため、制度の充実を図るなど総合的な取組を展開する。

- ② 国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。

目標 ②	国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする。(各年度)	100%	94%	94% (A)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 政府開発援助国際林業協力事業 【336 (363) 百万円】
 CDM植林^{註6}推進のための技術支援、黄砂対策に向けた植生回復実証調査等、熱帯林保全等に対処するための森林施業^{註7}技術の開発等を実施。
- ② 国際林業協力事業及び森林計画推進民間団体委託費 【23 (12) 百万円】
 違法伐採対策等の把握のための計量モデルの開発、シベリア・極東地域における持続可能な森林経営の推進など、地球環境問題に対処するための森林施業技術の開発等を実施。

<目標に関する分析結果>

最終評価および中間評価を実施した事業において、妥当性、有効性、効率性等について高い評価が得られた。この結果より、事業実施に当たって現地カウンタパートとのコミュニケーションが十分図られたこと、事業内容は現地に適したものであったこと、相手国から見て一定の事業効果が感じられるものであったこと等が推察される。

我が国は持続可能な森林経営を推進するため、荒廃地植林等の基礎的技術の確立、NGO等の海外植林活動のための情報整備、人材育成、CDM植林など新たな森林・林業協力を実現するための基礎調査等に関する補助事業のほか、国際対話への参画や国際機関を通じた森林資源管理体制の強化支援等を通じて、違法伐採や森林減少・劣化等に関する課題に対処しているところである。

また、持続可能な森林経営の推進は、各国、関係国際機関、NGO等が協力して取り組むべき課題として認識されており、特に違法伐採等の問題は、木材取引等に歪みを生じさせ、国内林業の健全な発展に悪影響を及ぼすものである。

さらに、最近の国際的な議論を見ると、平成20年より京都議定書の第1約束期間が開始されたことから、CDM植林実施のための支援が重要となるとともに、第2約束期間に向けたルールづくりにおいて途上国の森林減少・劣化問題が重要課題となり、平成20年7月の洞爺湖サミットでも大きく取り上げられる見込みとなっている。

こうした国際的な取組状況を踏まえ、各国、国際機関、NGO等との連携を図りながら、今後とも持続可能な森林経営を推進するための各種の取組を進めていくことが重要である。

<改善・見直しの方向性>

国際的な議論の動向や途上国、NGO等のニーズを踏まえつつ、開発途上地域における合法木材及び認証木材^{註8}の普及啓発等に取り組むとともに、CDM植林実施支援のための取組、途上国の森林減少・劣化問題対策のための取組、森林の適切な管理を促進する各種の取組等を通じて、引き続き国際協調の下で、我が国の林業の健全な発展及び各国の森林整備・保全等を進める。

また、開発途上国等に対して適切な支援を行う観点から、引き続きアンケート等により事業の妥当性や効率

性、各国のニーズなどを把握する。

- ③ 国土保全の観点から、山地災害³⁹のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。

目標 ③	山地災害等の防止			
	〈達成目標〉	〈19年度目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。 (基準値:平成15年度:48,000集落 → 目標値:平成20年度:52,000集落)	51,200集落 (基準値から 3,200集落増加)	51,200集落 (見込み値) (基準値から 3,200集落増加)	100% (A)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 治山事業 【112,012 (119,622) 百万円】
山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備を実施。

<目標に関する分析結果>

平成18年の梅雨前線等による局地的な豪雨等により激甚な山地災害が発生した箇所を中心に迅速な復旧対策を行うとともに、より効果的な事業展開を図るため、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施や、地域における避難体制と連携することによる減災に向けた効果的な事業を推進した結果、本年度の目標を確保できる見込みである。

しかしながら、平成19年においても台風や集中豪雨等により大規模な林地荒廃やこれに起因する土石流などによる激甚な山地災害が発生している状況にあり、引き続き、効果的かつ計画的に事業を推進していく必要がある。

治山事業の実施にあたっては、効率性の向上を図るため、事業の重点化・集中化を進めるとともに、間伐木や転石などの現地発生材の活用などにより、総合的なコスト縮減に努めている。

保安林⁴⁰については、平成19年度においても引き続き、水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等森林の有する公益的機能の発揮が特に要求される森林について指定(平成18年度末における保安林面積は、1,176万ha(実面積)しているが、森林吸収源対策にも資する天然生林⁴¹についても一層の指定が求められている。

<改善・見直しの方向性>

平成18・19年度に実施された山地災害危険地区の再点検結果を踏まえ、山地災害の危険地区の危険度合いも勘案しながら大規模な山腹崩壊、土石流、地すべり等による山地災害に効果的・効率的に対応する取組を推進していくこととする。

また、地球温暖化の影響により地域的な洪水や渇水が発生しやすい状況を踏まえ、荒廃地や荒廃森林の整備を推進し、森林の有する水資源の貯留や洪水緩和機能等の水土保全機能を発揮させることとする。

保安林については、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策にも資する天然生林の保安林面積の確保が必要となっていることを踏まえ、計画的な指定を行うこととする。また、間伐等の森林施策が十分に実施されず機能が低下した保安林を特定保安林⁴²に指定し計画的な森林整備を進めることや、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進することにより、その機能の持続的な発揮を確保していくこととする。

- ④ 森林病虫害⁴³等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林⁴⁴における被害率を全国的に1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による森林被害を防止し、健全な森林の維持を図る。

目標 ④	森林病虫害等の被害の防止			
	〈達成目標〉	〈19年度目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
	松くい虫の被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる(被害率が1%未満の「微害」に抑えられている)都府県の割合を100%とする。 (各年度)	100%	60%	60% (B)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 法定森林病虫害等駆除費補助金 【751 (751) 百万円】
松くい虫をはじめとした森林病虫害等の被害対策を実施。
- ② 森林害虫駆除事業委託費 【186 (186) 百万円】
松くい虫被害の先端地域である東北地方の県境地域等において、農林水産大臣命令による防除を実施。

<目標に関する分析結果>

新たに1県で被害率が1%未満の「微害」に抑えられた一方、4県で被害率が1%以上の「中害」となったことにより、保全すべき松林の被害を「微害」に抑えられている都府県の割合は、前年度の67%から60%となった。

この原因としては、平成18年の夏以降、西日本を中心として全国的に高温少雨の状態が続いたことが考えられる。特に冬期(12月～1月)は、例年に比べて暖冬傾向でマツノマダラカミキリの越冬幼虫の死亡率が低かったことや、翌19年度秋(9月～11月)は高温少雨傾向でマツに対するストレスが高かったことが推測される。

ただし、松くい虫被害対策の適切な実施等により、全国の保全すべき松林全体の被害率は微害で推移しており、前年度の0.61%に比べて今年度は0.57%となっていることから、全体的にみれば保全すべき松林がより適切に保全されているものと考えられる。

このように、全国的には保全すべき松林の被害率は減少傾向にあるものの、一部の地域では、暖冬や夏期の高温少雨が一因と考えられる被害の増加がみられるほか、高緯度地域の東北地方において、松くい虫被害が徐々に北上しつつあること、長野県等のより標高の高い地域で新たな被害が発生する傾向にあることなどから、引き続き地域の実情に応じて計画的かつ適確な防除対策を図っていくことが重要である。

なお、森林病害虫等による被害は、まん延性が強く、ひとたび被害を放置すれば自治体の境を越えて広範囲に被害が拡大し、森林の有する国土保全機能の喪失が懸念され、その復旧に当たっては、多大なコストや長期にわたる時間が必要となることから、適切な防除対策により効率的に森林を保全していく必要がある。

<改善・見直しの方向性>

保全すべき松林における松くい虫被害の終息化を着実に推進するため、引き続き保全すべき松林等において、伐倒・焼却等による駆除措置や薬剤による予防措置、樹種転換等を適宜適切に組み合わせた総合的かつ適確な防除の実施に努めることとする。

三位一体改革に伴う税源移譲により、平成18年度以降、既に被害がまん延している地域における松くい虫防除事業に要する経費は、都道府県や市町村の財源として措置されており、各都府県の保全すべき松林における被害の終息化を推進していくためには、関係都府県や市町村が連携して地域の実情に応じた防除対策に取り組むことが特に重要となっているが、国としても、被害の再激化が懸念される都府県等については、必要な技術的助言等を行うこととする。

また、被害の先端地域である東北地方等の寒冷地においては、新たな地域での被害発生を阻止するため、引き続き国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施するとともに、航空機等を利用して松林の各種データを取得し、被害木を確実に探査する手法を確立するための調査をモデル的に実施することにより、地域の実情に応じた計画的かつ適確な防除対策に資することとする。

⑤ 森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業、ボランティア団体等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する。

目標 ⑤	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。 (基準値:平成18年度:70万人 →目標値:平成21年度:100万人) 〔平成19年度は「森林づくり活動についてのアンケート調査」が実施されない年であり、実績(推計)値を把握することは困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。〕		(実績(推計)値は平成21年度「森林づくり活動についてのアンケート調査」により把握)	有効性の向上が必要である。
	指標(1) 企業による森林づくり活動実施箇所数		約3百箇所 H19.9現在(推定値)	
	指標(2) 森林ボランティア活動件数		約35百件 (推定値)	

<目標達成のための主な政策手段>

① 緑化推進対策事業

【184 (150) 百万円】

緑化行事の開催等により国民参加の森林づくり活動を広く国民に普及啓発していくとともに、企業やNPO等の森林づくり活動のサポート体制整備及び活動の評価手法の開発などの環境整備を推進。

- ② 森林づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進 【3,323(3,695)百万円の内数】
子どもたちの様々な森林環境教育活動への支援、実習林、観察林、学習展示施設等の整備の推進。

<目標に関する分析結果>

企業による森林づくり活動の実施箇所数は、前年度の数値を大きく上回る見込みとなっている。これは、企業の社会貢献活動に対する関心の高まりとともに、企業等多様な主体の森づくり活動をサポートする「森づくりコミッション^{注15}」等の活動支援体制の整備が進んできたことによるものと考えられる。

森林ボランティア活動については、平成19年に行われた内閣府の「森林と生活に関する世論調査」では、「森林づくりボランティア活動への参加したいと思う」が、前回調査（平成15年）より14ポイントも増加していることから、平成21年度の目標に向けおおむね順調に推移しているものと考えられる。これは、「美しい森林づくり推進国民運動^{注16}」や緑化行事の開催等による国民への普及啓発活動や、NPO等が行う先駆的先導的な森林ボランティア活動への支援等により、国民の意識が向上し、国民が参加しやすい環境の整備が図られてきたことによるものと考えられる。

このように、いずれの指標も昨年と同等またはそれ以上の結果となり、総合的には一定の有効性は認められると考えられる。

しかしながら、森林ボランティア活動件数は前年度と比べ微増しているもののほぼ横ばいであることから、森林ボランティア活動への参加者を増加させるためには、幅広い国民への森林ボランティア活動の情報提供や、参加にあたっての安全確保をするなど、森林づくり活動への参加を促すような環境整備が必要である。

なお、広範な国民が森林づくりに参加できるようにするため、①全国の国民に対して森林づくり活動に関する普及・啓発を行うこと、②企業やNPO等国民が誰でも森林づくり活動に参加できるようサポート体制を全国的に整備すること、③全国的なレベルでの各界や関係団体との連携を図ることなど総合的に国民参加の森林づくりの推進に取り組んでいる。

<改善・見直しの方向性>

企業による森林づくり活動や森林ボランティア活動件数は、平成19年2月より始められている「美しい森林づくり推進国民運動」により増加傾向にあり、今後、これらの活動が適切かつ継続的に行われることが重要である。このため、緑化行事の開催等による普及啓発や、企業、NPO等の森林づくり活動のサポート体制整備を引き続き推進するとともに、「美しい森林づくり推進国民運動」の普及啓発、企業やNPO等が行うための森林づくり活動フィールド情報収集・提供、森林ボランティア活動を楽しく安全に行うための技術向上・安全対策に関する研修の実施について対策を講じることとする。

- ⑥ 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る。

目標 ⑥	山村地域の活性化			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ以下の指標を用いて全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。			
	(ア) 全国の振興山村地域 ^{注17} の中から抽出した市町村に対し、以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比		集計中	
	1) 新規定住者数 前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合		集計中	
	2) 交流人口			

交流人口が住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上している市町村の割合		集計中
3) 地域産物等販売額 前年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上している市町村の割合		集計中
(イ) 森林資源を積極的に利用している流域 ^{注18} の数 (約10流域(平成15年度)→約20流域(平成20年度))		集計中
(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数 (80万人(平成20年度))		集計中

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 森業・山業創出支援総合対策事業 【115 (135) 百万円】
異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス(森業・山業)の創出のため、ビジネスプランの選定、実証事業運営等を実施。
- ② 山村力誘発モデル事業 【145 (125) 百万円】
山村と都市が連携して行う、意欲的で先導的な取組を選定・支援してモデルを構築する。併せて山村地域の活性化のための新たな方策の調査等や地域情報の発信等を一元的に実施。

<目標に関する分析結果>

森林整備の基盤となる山村の活性化は不可欠である。平成19年度は定住促進等による山村振興を図るため、居住地周辺の森林や林道など良好な生活環境に必要な居住環境の整備を行った。

このほか、森林や山村の地域資源を活用した特産物の開発など新たな産業の創出を支援し、山村での多様な就業機会の確保を図るとともに、豊かな自然環境・伝統文化等、山村の魅力を活かした都市と山村の交流の推進に取り組んだ。

国全体として調和がとれた山村振興を実現していくためには、基本的な政策方向やモデルを示していくことが不可欠であるとともに、山村地域の活性化に関する基礎的、全国的な情報やノウハウなどを整備、提供することにより効率的に実施している。

<改善・見直しの方向性>

「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、森林の多面的機能の発揮のために必要な森林の整備・保全を推進していくためには、定住促進等による山村振興が重要である。そのため、平成20年度においても引き続き、山村地域の良好な生活環境に必要な居住環境の整備の推進に努める。

併せて、優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援し、魅力ある山村づくりを推進することにより、山村地域の雇用の機会の増大や都市との交流、定住の促進に資する山村再生のための総合的な対策を実施する。

【施策に関する評価結果】

森林は、「緑の社会資本」として、地球温暖化の防止、国土の保全や水源かん養をはじめとする多様な機能を有し、国民生活を守る上で大きな役割を果たしている。

特に、平成20年度から始まる京都議定書の第1約束期間において、我が国の温室効果ガスの6%削減約束の達成に向け、3.8%相当(1,300万炭素トン)を森林による二酸化炭素吸収により確保するとしているなど、森林の整備・保全の必要性はますます高まっており、平成19年からは官民一体となり「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し始めたところであり、森林の整備・保全に対する国民の理解と協力を得ながら施策を進めることが重要である。

各目標は概ね順調に推移しており、森林の整備・保全による森林の有する多面的機能の発揮が図られてきていると考える。

このような中、松くい虫被害については、全国的には保全すべき松林の被害率は低下しているものの、「微害」の都府県の割合が減少したことから、被害の再激化が懸念される都府県に対して必要な技術的助言等を行い改

善を図っていく必要がある。

さらに、国民参加の森林づくりについては、「美しい森林づくり推進国民活動」の推進等により企業による森林づくり活動が伸びている一方で、森林ボランティア活動件数は微増しているもののほぼ横ばいであることから、今後とも森林ボランティア活動が活発に行われるための環境整備を行い、国民の幅広い参加を促進していくことが必要である。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20.1.18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18.9.8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

【政策評価会委員の意見】

--

1 データ、資料等

目標① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

<目標設定の考え方>

森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから目標とする。

(目標値について)

森林の機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されることから、自然条件や地域のニーズ等を踏まえ、重視すべき機能に応じて、より適切な森林の整備・保全を進めることが必要である。

また、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、「水土保持機能」、「森林の多様性」、「森林資源の循環利用」それぞれの指標の達成率の平均を毎年度100%とすることを目標値とする。

(ア) 水土保持機能

育成途中の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を平成15年度の63%から平成20年度に71%まで維持向上させることを指標の目標値とする。

なお、適切な森林整備を実施しない場合、水土保持機能が良好に保たれている森林の割合は平成20年度に50%程度までに低下（すう勢値）することが予想されることから、各年度のすう勢値に対する増加をもって各年度の達成状況を判定する。

(イ) 森林の多様性

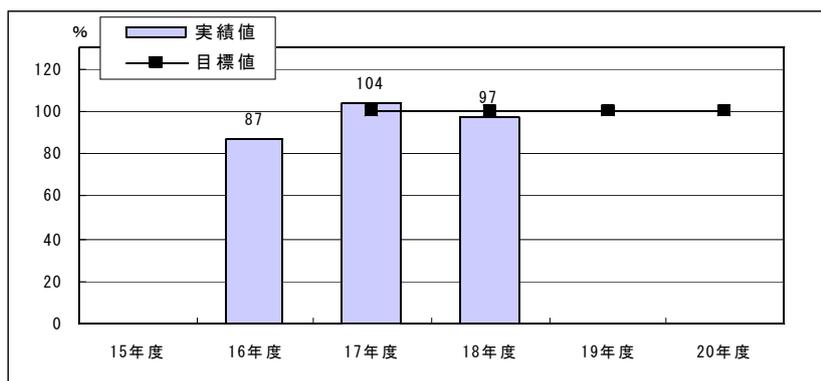
多様な樹種や階層からなる森林へ誘導するため、針広混交林や複層林^{注19}への誘導を目的とした森林造成の割合を平成15年度の31%から平成20年度に35%まで増加させることを指標の目標値とする。

(ウ) 森林資源の循環利用

木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を平成15年度の約8億4千万 m^3 から平成20年度に約9億8千万 m^3 まで増加させることを指標の目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

次の指標（ア～ウ）を満たす割合



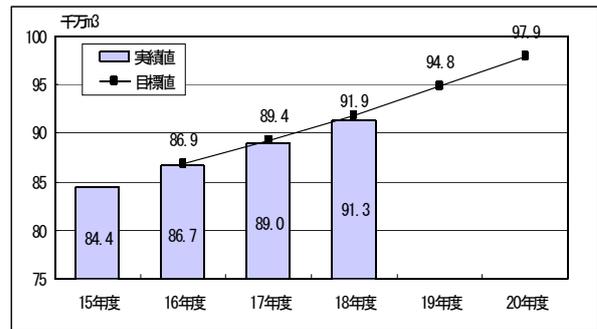
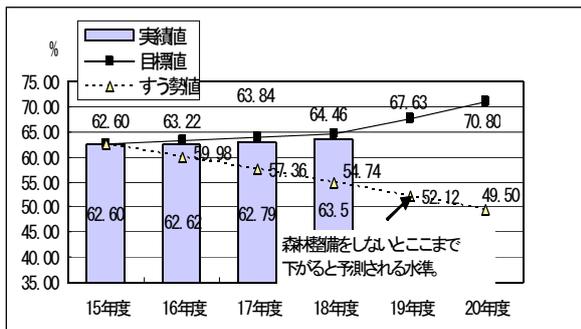
<把握の方法>

各指標の達成率の平均値で達成度を把握

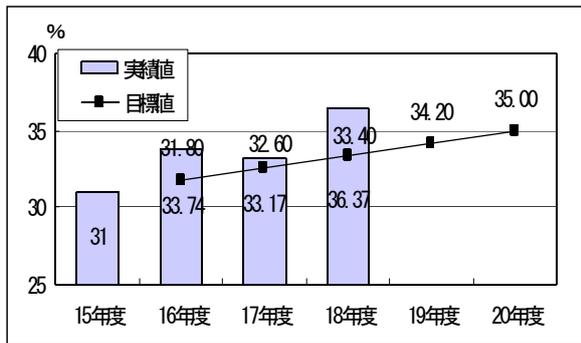
(各指標の目標値と実績値の推移)

(ア) 水土保持機能

(ウ) 森林資源の循環利用



(イ) 森林の多様性



(把握の方法)

(ア) 水土保全機能

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握

(イ) 森林の多様性

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された植栽面積等を集計し実績値を把握

(ウ) 森林資源の循環利用

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の資源量を把握

< 目標達成状況の判定方法 >

3つの指標の達成率の平均値が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外をBとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = ((\text{ア})\text{の達成率} + (\text{イ})\text{の達成率} + (\text{ウ})\text{の達成率}) \div 3$$

(ア) 水土保全機能

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H19年度すう勢値}(52.12\%)) \div (\text{H19年度目標値}(67.63\%) - \text{H19年度すう勢値}(52.12\%)) \times 100$$

(イ) 森林の多様性

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(31.00\%)) \div (\text{H19年度目標値}(34.20\%) - \text{H15基準値}(31.00\%)) \times 100$$

(ウ) 森林資源の循環利用

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(84.4\text{千}\text{m}^3)) \div (\text{H19年度目標値}(95.0\text{千}\text{m}^3) - \text{H15基準値}(84.4\text{千}\text{m}^3)) \times 100$$

(本年度の達成度合)

【参考データ】

○育成途中にある水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の面積 (単位:万ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	265	266	269	集計中			

出典：林野庁業務資料

○針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成面積(単位:千ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	11	10	11	集計中			

出典：林野庁業務資料

○育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量 (単位:百万㎡)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資源量	867	890	915	集計中			

出典：林野庁業務資料

○間伐実施面積 (水土保持林) (単位:万ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	21	20	20	集計中			

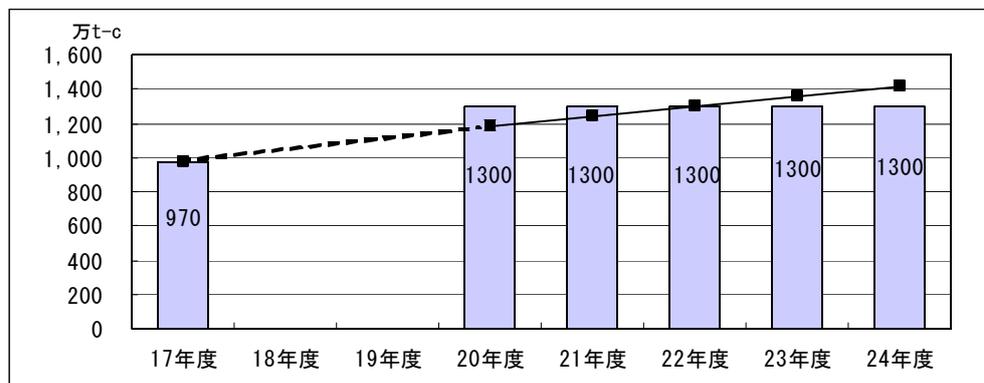
出典：林野庁業務資料

○複層林造成面積 (樹下植栽^{注20}面積) (単位:万ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	5	4	4	集計中			

出典：林野庁業務資料

○森林吸収量



※ () の数字は見込値

目標② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

<目標設定の考え方>

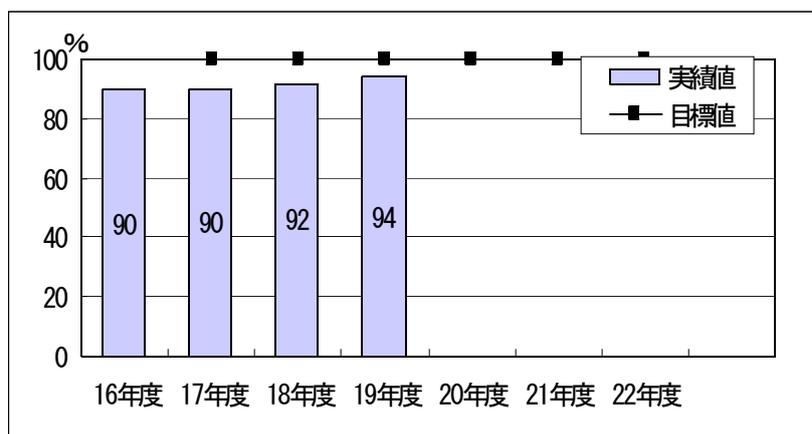
近年、世界的な森林面積の減少、劣化が進行している中で、地球温暖化の防止、森林保全の強化、違法伐採など、国際社会と連携しつつ取り組むべき地球規模の課題となっている。このため、国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上国における森林の整備及び保全等に対する積極的な協力の推進に努めることが必要であり、これらの成果は、国内における森林の有する多面的機能の持続的発揮にとっても不可欠であることから目標とする。

(目標値について)

国際林業協力関連事業における相手国の政府関係者等に対するアンケート調査 (5段階評価) により把握された「持続可能な森林経営への寄与度」を毎年度100%とすることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

海外林業協力に係るアンケート調査結果



(把握の方法)

協力事業の中間及び最終年度において、相手国のカウンターパート（相手国の政府関係者、研究機関、地元住民等）に対して5段階評価（5段階評価：5（評価が高い）～3（普通）～1（評価が低い））によるアンケート調査を実施し、調査項目の1つである「持続可能な森林経営への寄与度」の平均を100分率で算出し実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

相手国カウンターパートに対するアンケート調査のうち「持続可能な森林経営への寄与」に関する項目（問8）について、事業毎に5段階評価の値を算出し、その平均値を百分率で調整したものを達成度の指標とした。（調査対象の全事業で回答者全員から「5」の回答が得られた場合に100%となる。）90%以上の場合はA、60%未満（5段階評価で3未満）の場合をC、それ以外をBとする。

なお、アンケートにおいて、事業の妥当性、有効性、インパクト、自立発展性等について把握するとともに、調査項目毎に意見等を記述させることにより、達成状況の分析に活用することとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{問8の5段階評価の平均値}) \div 5 \times 100$$

(本年度の達成度合)

$$94\% = 4.7 \div 5 \times 100$$

【参考データ】

平成19年度海外林業協力に係るアンケート調査概要

以下の項目について、5カ年事業の3年目、5年目にあたる事業の相手国カウンターパートを対象としたアンケート調査を実施し、5段階評価（5：評価高い…3：普通…1：評価低い）で回答を求めた。

このうち、「持続可能な森林経営への寄与」に関する項目（問8）の5段階評価の平均値を百分率で調整したものを達成状況の指標とした。

また、各事業毎の相手国カウンターパートからの主なコメントを取りまとめた。

- 問1 目的は、ニーズを踏まえたものとなっているか。
- 問2 事業の成果は、有用なものだったか。
- 問3 事業は期待された効果を得られたか。
- 問4 事業は、効率的に実行されたか。
- 問5 事業効果は、持続するか。
- 問6 調査団は、地域の状況を十分に理解していたか。
- 問7 事業実施の際、調査団は、相手国機関と十分に協議したか。
- 問8 事業は、持続可能な森林経営に寄与したか。**

○現地カウンターパートによる5段階評価の結果

事業名	調査対象国									
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	
3年目の事業	国民参加海外森づくり事業	パナマほか	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	5.0	4.5	4.5
	アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業	パキスタンほか	4.8	4.5	4.3	4.5	4.8	4.3	5.0	5.0
5年目の事業	CDM植林ベースライン調査事業	ベトナムほか	4.6	4.4	4.2	3.8	4.0	4.0	4.0	4.4
	CDM植林人材育成事業	ブルキナファソ	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.5	4.5	4.5
	CDM植林技術指針	ブルキナファソ	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
平均値			4.9	4.5	4.4	4.4	4.5	4.6	4.6	4.7
目標達成状況（持続可能な森林経営への寄与度）									94%	

○現地カウンターパート等からの主なコメント

事業名	コメント	
3年目の事業	国民参加海外森づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民の経済生活向上等のニーズに合っていた。 ・事業は住民参加の促進など期待通りの効果をあげた。
	アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・森林政策立案のために有用な調査であった。 ・時間が限られており、調査団の理解度は普通程度である。 ・調査団からの提案を今後の国際協力申請に活用したい。
5年目の事業	CDM植林ベースライン調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント等が不十分で効率は普通程度である。 ・CDM植林事業の具体的実施のためには、より詳細なデータが必要。
	CDM植林技術指針調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・植林等に対する住民のニーズや国家政策に合っていた。 ・事業の効果は、住民に認知されれば持続するだろう。
	CDM植林人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の性質等を鑑みて、必要な内容は全て備わっていた。 ・習得した知識強化のための追加的な研修等が必要。

○我が国の企業が参加するCDM植林の実施状況

(単位：件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
事業実施	0	0					
審査中	2	2					

目標③ 山地災害等の防止

＜目標設定の考え方＞

国民の安全で安心できる生活を確保することは、国としての基本的な責務であり、健全な森林の維持造成を通じて、山地災害の防止や良質な水の安定的な供給を確保する必要がある。このため、国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから目標とする。

(目標値について)

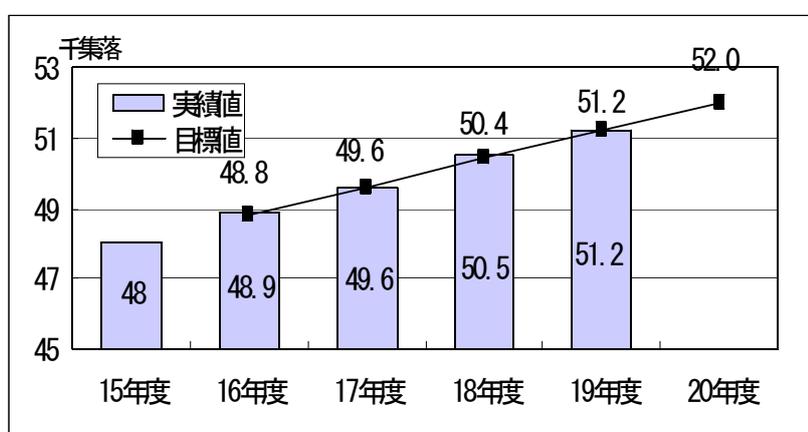
我が国は、急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあり山地災害等が発生しやすいことから、安全で安心な国民の暮らしを守るには、伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、治山事業を適切に実施し、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図る必要がある。なかでも地域の安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に害が及ぶことから、重点的に治山対策を展開する必要がある。

全国には、山地災害のおそれがある地区（山地災害危険地区）に近接する集落は約13万6千集落（平成15年度末現在）あり、将来的には全ての集落で安全性が向上することが望ましい。

このため、平成16年度からの5年間では、集落に近接する山地災害危険地区等のうち、現に荒廃地があり事業に着手している集落、事業に着手していないが荒廃地があり人家戸数が多い緊急性の高い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について、一定の安全性を確保するための治山対策を完了させ、山地災害による人家、公共施設等の被害の防止及び軽減を図ることを目標値とする。

＜目標値と実績値の推移＞

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数



(把握の方法)

事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の山地災害危険地区における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握

＜目標達成状況の判定方法＞

当該年度の目標と基準値との乖離を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合（達成率）が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(48.0\text{千集落})) \div (\text{H19年度目標値}(51.2\text{千集落}) - \text{H15基準値}(48.0\text{千集落})) \times 100$$

$$(\text{本年度の達成度合}) = (51.2 - 48.0) \div (51.2 - 48.0) \times 100 = 100(\%)$$

【参考データ】

○保全効果が確保された森林の面積 (単位：千ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
面積	58.6	59.7	45.6	46.0	43.5	47.1	(62.2)

出典：林野庁業務資料

○保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積 (単位：万ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
面積	905	920	1,019	1,133	1,165	1,176	集計中

出典：林野庁業務資料

○海岸林・防風林等の延長7,000kmの機能の維持 (機能が低下した海岸林・防風林等の回復率)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
割合(%)	96.6	95.3	91.8	90.4	(93.0)		

出典：林野庁業務資料

※ () の数字は見込値

目標④ 森林病虫害等の被害の防止

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林病虫害や野生鳥獣の被害から森林を守ることが重要であることから目標とする。

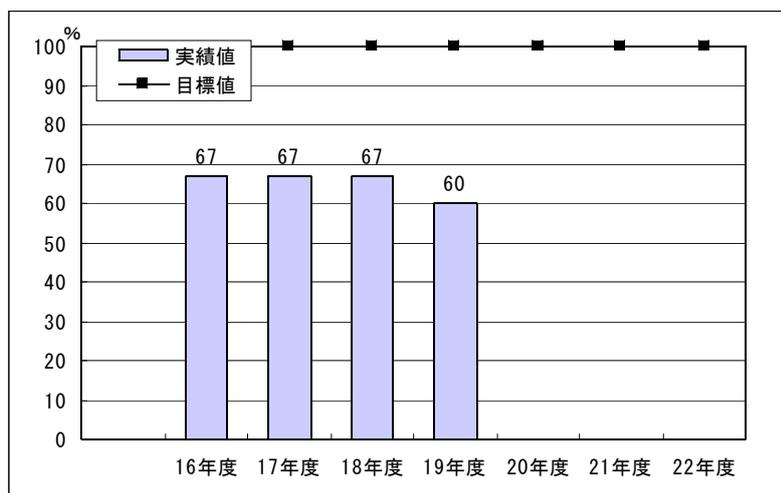
(目標値について)

松くい虫による被害は、気象条件や地理的条件等によって発生の様態が大きく異なることに加え、被害を放置すれば、地方公共団体の行政区域を越えて広域的に拡大・まん延してしまうという特性を有する。従って松くい虫被害対策の進捗状況を的確に把握し着実な実施を図るためには、全国的な観点から、被害発生都府県の対応状況を踏まえ統一的な目標の達成を目指すことが必要である。

このようなことから、被害の発生している全ての都府県が足並みを揃えて目標を達成すること、すなわち保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

松くい虫の被害について保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる (被害率が1%未満の「微害」に抑えられている) 都府県の割合



(把握の方法)

事業実施都府県からの被害報告等により年度末時点の保全すべき松林の被害状況を集計し実績を把握

<目標達成状況の判定方法>

当該年度の目標と基準値との乖離を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合 (達成率) が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

(達成度合いの計算方法)

達成率(%) = H19年度実績(見込)値 ÷ 45都府県(北海道、青森を除く) × 100

(本年度の達成度合)

60% = 27都府県 ÷ 45都府県 × 100

【参考データ】

○保全すべき松林における被害率の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
被害率(%)	0.66	0.63	0.65	0.61	(0.57)		

出典：林野庁業務資料

○哺乳動物による森林被害

(単位：千ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
シカ	4.0	4.3	4.5	3.9	3.5	3.0	集計中
その他	4.3	2.7	2.7	3.5	2.3	2.1	集計中

注：その他は、クマ、イノシシ、サル、カモシカ、ノウサギ及びノネズミ

出典：林野庁業務資料

※ () の数字は見込値

目標⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要である。近年、市民等の自発的な森林づくり活動やNPO等が提供する森林環境教育・体験活動等森林ボランティア活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林づくりへの参画が見られている。また、平成19年の2月より官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の取組が始まっており、今後、こうした企業やNPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進し、森林・林業及び森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、目標とする。

(目標値について)

現在、森林ボランティア活動を行っている団体は1,863団体あり、年々増加していることに加え、平成19年から始まっている「美しい森林づくり推進国民運動」に官民一体となって取り組んでいることから、森林ボランティア活動に対する国民の意識は高まっているものと考えられる。一方、近年、企業の社会的責任活動に関する意識が向上しており、社会貢献活動の一環として森林づくり活動に取り組んでいる企業も出てきている。

国民の幅広い参加を推進するには、NPOや任意団体等の森林ボランティア団体の活動に加え、企業による森林づくり活動の促進が重要であり、このような取組が全国に広がることを目指すことが必要である。

このため、多様な森林づくりの企画・提案や活動場所の確保、活動の情報提供など活動に係るサポートを行い、森林ボランティア活動への参加者を増加させること、すなわち森林ボランティア活動への年間延べ参加者数(推計値)を平成18年度の約70万人から平成21年度に100万人にすることを目標値とする。

なお、この目標値は「森林づくり活動についてのアンケート調査」により把握可能であるが、本調査は3年に1度しか実施していないことから、平成19年度及び平成20年度については、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

【目標値及び実績の推計値の算出方法について】

○ ^{もり} 森林づくり活動についてのアンケート集計結果

参加人数	平成15年度		平成18年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
10人未満	25	3	33	3
10人以上～50人未満	181	21	199	18
50人以上～100人未満	196	23	238	22
100人以上～500人未満	345	40	445	40
500人以上～1000人未満	64	8	116	11
1000人以上～5000人未満	40	5	52	5
5000人以上	1	0	7	1
合計	852	100	1090	100

	H15	H18
森林ボランティア団体数	1,165	1,863
回答数	852	1,090
有効回答率(%)	73%	59%

○ ^{もり} 森林づくり活動への年間延べ参加人数

年間延べ参加人数については、参加人数欄の人数幅の中心となる数値にそれぞれの回答団体数をかけ合わせたものの合計を有効回答数で割り、年間延べ参加者人数を推計。平成15年度から平成18年度にかけて増加した人数と同数の増加を見込み目標値を100万人と設定。

(平成15年度) $5 \times 25 + 30 \times 181 + 75 \times 196 + 300 \times 345 + 750 \times 64 + 3,000 \times 40 + 5,000 \times 1 = 296,755$ 人

$296,755$ (人) $\times 1,165$ (全森林ボランティア団体数) / 852 (全回答団体数) = $405,420$ 人 $\div 40$ 万人

(平成18年度) $5 \times 33 + 30 \times 199 + 75 \times 238 + 300 \times 445 + 750 \times 116 + 3,000 \times 52 + 5,000 \times 7 = 435,485$ 人

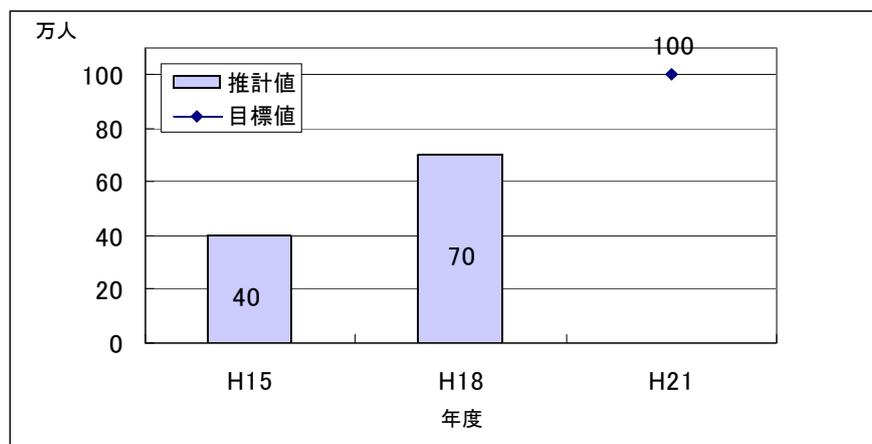
$435,485$ (人) $\times 1,863$ (全森林ボランティア団体数) / $1,090$ (全回答団体数) = $745,200$ 人 $\div 70$ 万人

70万人 (平成18年度) $- 40$ 万人 (平成15年度) = 30 万人 ※この増加分を平成21年度までに見込む。

70万人 + 30 万人 = 100 万人

< 目標値と実績値の推移 >

^{もり} 森林づくり活動への年間延べ参加者数 (推計値)



(把握の方法)

3年ごとに実施される「^{もり} 森林づくり活動についてのアンケート調査」より^{もり} 森林づくり活動への参加者数を推計

(参考指標と実績値の推移)

指標(1) 企業による^{もり} 森林づくり活動実施箇所数

(単位: 箇所)

	H18	H19	H20	H21
企業による ^{もり} 森林づくり活動実施箇所数	244	300※		

注: ※については、H19年4月～9月(6カ月)における推定値

出典: 林野庁業務資料

指標(2) 森林ボランティア活動件数

(単位: 件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件数	1,362	1,741	2,540	2,856	3,291	3,336	3,500※		

(把握の方法)

指標(1) 都道府県からの報告及び地域支援活動による国民参加の緑づくり活動推進事業の実績報告により実績値を把握

指標(2) (社)国土緑化推進機構からの報告により実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

目標達成については、平成21年度目標値と平成18年度基準値との差に対する平成21年度実績(推計)値と平成18年度基準値との差の割合(達成率)が90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

また、「森林づくり活動についてのアンケート調査」を実施しない年度については、森林づくり活動参加者数に関連する指標(1)及び(2)を用いて、総合的に有効性を判定する。

- (1) 企業による森林づくり活動実施箇所数
- (2) 森林ボランティア活動件数

【参考データ】

○森林づくり活動支援組織(森づくりコミッション)数 (単位:組織)

	H19	H20	H21	H22
森づくりコミッション数	集計中			

出典：林野庁業務資料

○森林ボランティア・ネットワーク^{注21}への参加団体数 (単位:団体)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
団体数	233	262	360	378	411	439	集計中

出典：林野庁業務資料

○森の子くらぶ活動^{注22}の参加者数 (単位:千人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
参加者数	239	250	289	327	343	318	集計中

出典：林野庁業務資料

目標⑥ 山村地域の活性化

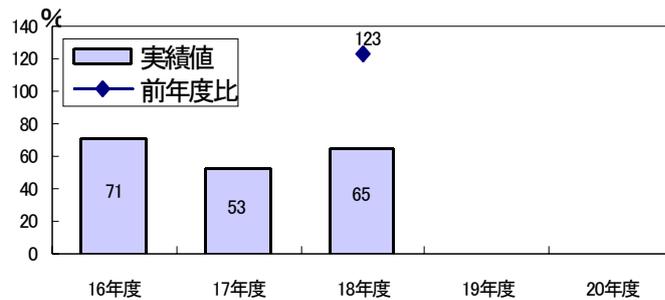
<目標設定の考え方>

山村は森林を支える基盤であり、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「山村地域の活性化」を目標とする。

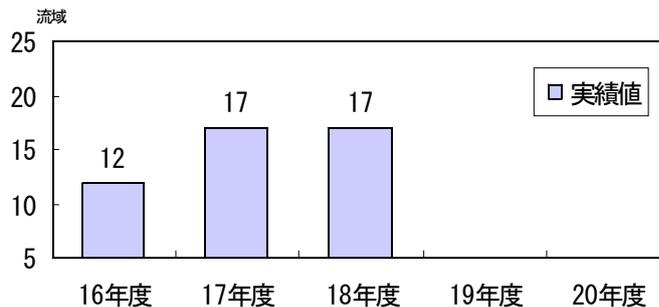
また、この成果を把握するため、全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、アンケート調査を実施し、新規定住者数、交流人口数、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合について、前年度と当年度との比率を算出するとともに、森林整備保全事業計画の成果指標のうち山村地域の活性化に係る、森林資源を積極的に利用している流域の数及び山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数を把握し、それらをもとに総合的に判断することとする。

<目標値と実績値の推移>

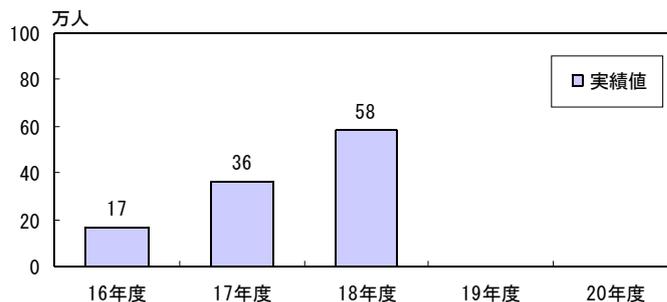
- (7) 新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比



(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数



(ウ) 山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数



(把握の方法)

- (ア) 全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査
 (イ)、(ウ) 事業実施都道府県等からの実績報告

<目標達成状況の判定方法>

山村地域の活性化の状況について、(ア)の割合、(イ)の流域数、(ウ)の受益者数の推移を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。

(達成度合いの計算方法)

- (1) 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、次に掲げる①～③の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合と当年度割合との比率を算出する。

指標は、

- ①新 規 定 住 者 数：抽出市町村の新規定住者数が前年度の新規定住者数を維持・向上していること
- ②交 流 人 口：交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上していること
- ③地域産物等販売額：抽出市町村の地域産物等販売額が昨年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上していること

を設定。

当該指標の算出方法は

①新規定住者数比： $a/b \geq 1.0$ 以上

ただし、当年度の新規定住者数：a

前年度の新規定住者数：b

②交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ

交流人口増加率比：当年度の交流人口増加率 \geq 前年度の交流人口増加率

ただし、交流人口増加率 $= (c-d)/d$

当年度の交流人口：c

前年度の交流人口：d

③地域産物等販売額増加率比：当年度の地域産物等販売額増加率 \geq 前年度の地域産物等販売額増加率

ただし、地域産物等販売額増加率 $= (e-f)/f$

当年度の地域産物販売額：e

前年度の地域産物販売額：f

なお、新規定住者数、交流人口については、

- ・原則として集落単位など、より詳細に把握可能な場合は適宜当該数値を用いることとし、不可能な場合は当該市町村の統計によることとする。
- ・交流人口としては、観光者数、施設入場者数、森林体験活動等森林の新たな利用者数など把握可能な統計数値を適宜適切に用いることとする。

(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数を平成20年度に約20流域とすること。

※対象流域：伐採立木材積 $(\equiv$ 素材生産量 \div 歩留まり0.75) \div 連年成長量 $\times 100 \geq 50$ を満たす流域

(3) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数（累計）を平成20年度に80万人とすること。

（整備対象地区数：約126地区

里山エリア再生交付金

102地区

生活環境保全林整備事業

24地区

【参考データ】

○アンケート調査結果

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
対象者数	96	102	312	249	集 計 中		
回答数	91	80	170	161			
有効回答数	70	73	137	108			
いずれかを満たす	49	52	73	70			
①を満たす	10	21	23(31%)	25(36%)			
②を満たす	42	35	51(70%)	46(66%)			
③を満たす	15	13	25(34%)	23(33%)			
2つを満たす	15	14	17	18			
すべてを満たす	2	3	4	3			
いずれかを満たす 割合(%)	70	71	53	65			

注：1) ()の数字はいずれかを満たす市町村数に対する割合

出典：林野庁業務資料

注：2) H15, 16年度については集計方法が異なる

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数（森林の多面的機能の発揮関連部門）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	242	237	241	集計中			

注：「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上

出典：林野庁業務資料

○林木の品種開発数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19

開発数	51	61	47	50	63	55	集計中
-----	----	----	----	----	----	----	-----

注：「開発数」は、(独) 森林総合研究所で開発したものを計上

出典：林野庁業務資料

○森林とふれあう機会を持つ都市住民の数^{注23} (単位：万人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
住民数	720	787	965	(1,062)	集計中		

出典：林野庁業務資料

○保護林^{注24}の面積 (単位：千ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
面積	552	622	656	658	683	778	集計中

出典：林野庁業務資料

○レクリエーションの森の利用者数 (単位：百万人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
利用者数	156	156	152	147	143	139	集計中

出典：林野庁業務資料

※ () の数字は見込値

2. 用語解説

- | | | |
|-----|------------------------------------|--|
| 注1 | 水源かん養 | 洪水緩和、濁水緩和、水質浄化などの機能。 |
| 注2 | 1,300万炭素トン | 京都議定書に基づく、我が国の森林経営による吸収量の算入上限値であり、森林吸収量を炭素重量に換算した値。 |
| 注3 | 間伐 | 育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。 |
| 注4 | NPO (法人) (Non Profit Organization) | 営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。 |
| 注5 | 里山林 | 居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。 |
| 注6 | CDM (クリーン開発メカニズム) 植林 | 京都メカニズムの一形態であり、先進国と開発途上国が共同で植林事業を実施し、開発途上国の持続可能な開発に資するとともに、その事業における吸収分を先進国が京都議定書における自国の温室効果ガス削減目標達成に利用できる制度。 |
| 注7 | 森林施業 | 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。 |
| 注8 | 合法木材及び認証木材 | 合法木材とは、当該国における森林に関する法令に照らして合法的な手段により産出された木材。認証木材とは森林認証した森林から産出された木材。 |
| 注9 | 山地災害 | 山地に起因する豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による災害。 |
| 注10 | 保安林 | 水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事が |

指定する森林。立木の伐採や土地の形質の変更が制限される。

注11	天然生林	自然の推移に委ね、主として自然の力を活用すること（天然更新）により、保全・管理されている森林。
注12	特定保安林	水源のかん養や山地災害の防止などの公益的な働きが低下している保安林について、農林水産大臣が特定保安林に指定し、公益的な働きが十分に発揮されるよう計画的に整備を進める保安林のこと。
注13	森林病虫害	樹木又は林業種苗に損害を与える松くい虫や、その他の昆虫類、菌類、ウイルス。
注14	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注15	森づくりコミッション	企業やNPOなどの多様な主体による森林づくり活動への参加や森林ボランティア団体の継続的な活動を促進させるため、企業やNPO、森林所有者等を結び、森林づくり活動に係る様々な手助けをする組織
注16	美しい森林づくり推進国民運動	国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めるため、幅広い国民の理解と協力のもと、適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を官民連携して総合的に推進していく運動。
注17	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件（1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人／町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと）を満たしている山村（旧市町村単位）から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注18	流域	森林法第7条で規定している森林計画区。この森林計画区については、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められる。
注19	複層林	樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。
注20	樹下植栽	複層林を造成するために、樹木の一部を伐採した後の残った樹木の間に行う植林。
注21	森林ボランティアネットワーク	（社）国土緑化推進機構が森林ボランティア団体の登録を行い、当該団体の概要、活動内容等の情報を提供しているシステム
注22	森の子くらぶ活動	小・中学生やその保護者等を対象として土・日曜日や夏休み等に、指導者の下で植林・下刈り作業や森林の多様な役割に関する学習など多様な森林体験活動を行うもので、地域の森林総合利用施設等を活用して実施。
注23	森林とふれあう機会を持つ都市住民の数	森林環境教育や健康づくりの場等として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した再整備を行うことにより、利用が見込まれる都市住民の人数。
注24	保護林	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野。

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>

平成19年度政策の実績評価書（案）

評価実施時期：平成〇年〇月

担当部局名：林野庁企画課

【施策名】

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進

政策体系上の位置付け VI-⑫

【施策の概要<目指す姿>】

林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。

【施策に関する目標】

① 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。

目標 ①	望ましい林業構造の確立			
	〈達成目標〉	〈19年度目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
	<p>(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体^{注1}による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産量 基準値：平成17年度：48%→目標値：平成27年度：60%) (造林・保樹面積 基準値：平成17年度：58%→目標値：平成27年度：70%)</p> <p>(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準値：平成17年度：2,200→目標値：平成27年度：2,600)</p> <p>〔平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。〕</p>		<p>(実績値は2010年農林業センサスにより把握)</p>	おおむね有効
	<p>指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材) <労働生産性が向上すること></p>		<p>・素材生産の労働生産性 平成17年度：4.74㎡/人日 → 18年度：5.51㎡/人日(前年度比16%向上) ・国産材の供給量 平成17年：17,176千㎡ → 18年：17,617千㎡(前年比3%増加)</p>	
	<p>指標(2) 高性能林業機械^{注2}の普及台数 <高性能林業機械の普及台数が増加すること></p>		<p>平成17年度：2,909台 → 18年度：3,209台(前年度比10%増加)</p>	
	<p>指標(3) 森林組合に占める中核組合^{注3}の割合 <森林組合に占める中核組合の割合が増加すること></p>		<p>平成17年度：34% → 18年度：39%(前年度比5ポイント増加) (見込値)</p>	
	<p>指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積^{注4}(私有林) <森林組合による長期経営・施業受託面積></p>		<p>平成17年度：672,371ha → 18年度：— ※</p>	

（私有林）が増加すること

※ 平成17年度までは森林組合統計によりその年度に契約した長期経営・施業受託面積（フロー）を把握した値としていたが、平成18年度からは森林組合統計の調査内容を見直し、調査時点で有効な長期経営・施業受託面積（ストック）を把握することとしたため、値が連続していないことから、今年度は実績値を評価しないこととする。

＜目標達成のための主な政策手段＞

- ① 施業集約化・供給情報集積事業 【559 (0) 百万円】
 林業事業者が森林所有者に対して森林施業の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で森林施業²⁵を提案する「提案型施業」による集約化の推進、これを通じた原木供給可能情報の集積・提供を通じて、ニーズに応じた原木の安定供給体制の整備を推進。
- ② 強い林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立 【6,433 (6,990) 百万円の内数】
 林業生産性の向上を図る施設整備に対して支援を行い、意欲ある事業者が林業生産の相当部分を占める望ましい林業構造を確立。

＜目標に関する分析結果＞

指標(1)(2) 素材生産の労働生産性が前年度に比べて16%向上していること、国産材の供給量（用材）が前年に比べて3%増加していること、及び高性能林業機械の普及台数が前年度に比べて10%増加しているが、これは関連する政策手段の実施により、素材生産を行う事業者において、高性能林業機械の導入等による低コスト化や事業規模の拡大など、経営の安定化・効率化に向けた取組が進められたことによると考えられる。

指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合が前年度に比べて5ポイント増加しているが、これは森林組合の合併構想²⁶の実現に向け実施された財務基盤の充実など経営基盤を強化するための政策手段により、中核組合の育成が図られたことによると考えられる。

以上のことから、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量シェアが増加しつつあるものと考えられる。

＜改善・見直しの方向性＞

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量シェアが増加しつつあるものと考えられるが、素材生産費は諸外国に比べて依然高コストにあることから、引き続き、施業の集約化に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を行うこととする。

また、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による事業量シェアを一層増加させるためには、施業の集約化の面的拡大を図るための施策を講じていくことが必要であることから、森林組合等の施業の集約化主体の他に市町村、都道府県、その他関係者が連携して取組を支援する方策について検討することとする。

なお、指標(4)の森林組合による長期経営・施業受託面積については、上記のとおり森林組合統計の調査内容が見直されたところであり、平成19年度実績評価から見直し後の森林組合統計により実績評価を行うこととする。

- ② 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等）について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する。

目標 ②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進		
	〈達成目標〉	〈19年目標値〉	〈実績値〉
	国産材の供給・利用量を拡大する。 (目標:平成27年:23,000千 ³ m ³)	17,070千 ³ m ³	18,606千 ³ m ³ (見込値)
			〈達成状況〉 (A)

＜目標達成のための主な政策手段＞

- ① 強い林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進 【6,433 (6,990) 百万円の内数】
 木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備及び川上川下の連携の構築等を推進する。
- ② 住宅分野への地域材供給支援事業 【209 (0) 百万円】
 施工性、意匠性等の課題があり地域材の利用が進んでいないマンションの内装材等について、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発やその普及を支援する。

＜目標に関する分析結果＞

平成19年の国産材の供給・利用量については、18,606千 m^3 と見込まれ、目標を達成する見込みである。これは、主に

- ① 合板分野において、加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となったこと
 - ② 北洋材の輸出が中国向けにシフトする中で、国内の合板製造業の原料調達先として国産材が競争力を持ち始めたこと
 - ③ 国産材製品の利用に対する企業や消費者の認識が高まってきたこと
- 等によるものと考えられる。

なお、政策手段の実施に当たっては、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。

<改善・見直しの方向性>

森林・林業基本計画に掲げる目標（平成27年：2,300万 m^3 ）を達成するには、今後とも国産材の供給・利用量の拡大が必要であり、引き続き、需要者ニーズに応え得る国産材の供給体制の構築に向けた取組を行うとともに、消費者や一般企業等に対する戦略的な普及、住宅建築への木材利用の推進や林地残材など利用が低位な木質バイオマスの利用促進などの需要拡大に向けた取組が必要である。

このため、

- ① 木材供給については、乾燥度合いや寸法精度等の品質管理の徹底による高品質製品の生産体制整備、邸別配送に対応した物流拠点の整備といった流通の合理化等
- ② 木材利用については、消費者や一般企業等に対する「木づかい運動」、国産材需要の大宗を占める住宅建築への新たな地域材利用技術の開発、地域材を活用した家づくりの普及、地域に賦存する木質バイオマスをエネルギーや製品の原材料として利活用する施設の整備、間伐により発生する木質バイオマスの安定的かつ効率的な収集・運搬・利用システムの構築等を推進していくこととする。

【施策に関する評価結果】

望ましい林業構造の確立については、素材生産の労働生産性の向上等が見られ、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいると考えられるが、国産材の競争力を高め、林業の採算性を向上させるためには、さらに森林所有者への施業提案などにより施業の集約化を一層進めるとともに、路網と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進していくことが必要である。

また、国産材の供給・利用量については、木材全体の利用量が横ばい傾向の中で5年連続して前年を上回る見込みであるが、平成27年の目標達成に向け、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、消費者の視点に立った製品開発や環境への付加の少ない木材の良さ、国産材利用の意義等を広めるなどの利用拡大のための普及啓発活動を一層推進していくことが必要である。

さらに、森林内や林道脇に残されている小径木等の未利用の木質バイオマスの利用を進めるなど、木材の総合的な利用を推進することにより林業・木材産業の活性化につなげていくことが必要である。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20.1.18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18.9.8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 4 林産物の供給及び利用に関する目標

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

1 データ、資料等

目標① 望ましい林業構造の確立

<目標設定の考え方>

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから目標とする。

(目標値について)

森林・林業基本計画を踏まえ、

(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアについて、素材生産量で平成17年度48%から平成27年度60%、造林・保育面積で平成17年度58%から平成27年度70%に増加させること

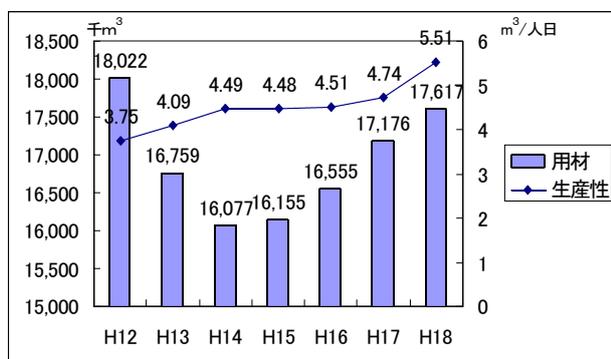
(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を平成17年度2,200から平成27年度2,600に増加させること

を目標値とする。

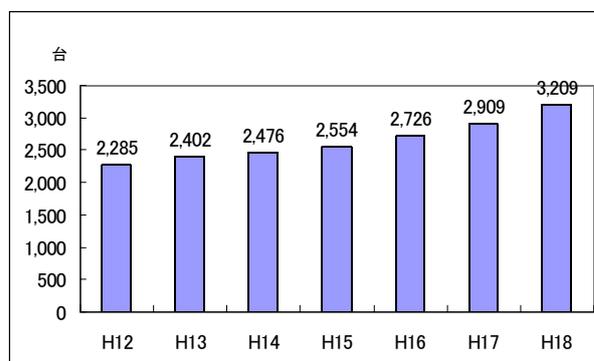
なお、この数値は農林業センサスにより把握可能であるが、平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

<参考指標と実績値の推移>

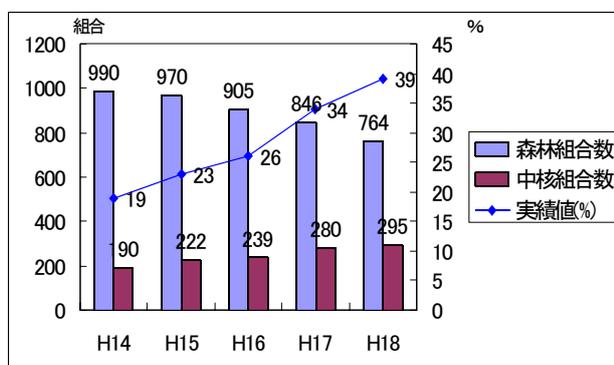
(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材)の推移



(2) 高性能林業機械の普及状況

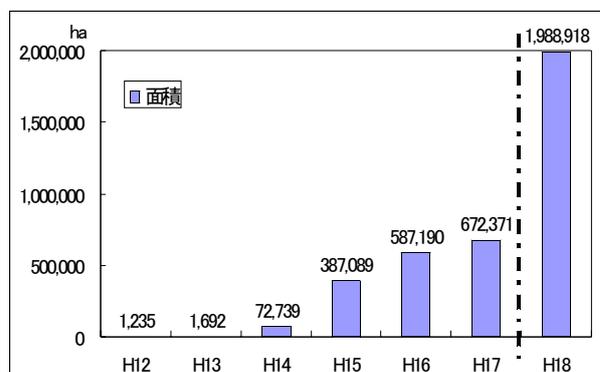


(3) 森林組合に占める中核組合の割合



(4) 森林組合による経営・施業の受託状況

(森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林))



注：平成17年度までは森林組合統計による当該年度に契約した長期経営・施業受託面積(フロー)を実績値としていたが、平成18年度の森林組合統計の見直しにより、調査項目が調査

時点で有効な長期経営・施業受託面積（ストック）に変更されたため、平成17年度と平成18年度の実績値は比較できない。

（把握の方法）

- (1) 「素材生産費等調査」、「木材需給表（林野庁）」により実績値を把握。
- (2) 「林野庁業務資料」により実績値を把握。
- (3)、(4) 「森林組合統計（林野庁）」により実績値を把握。

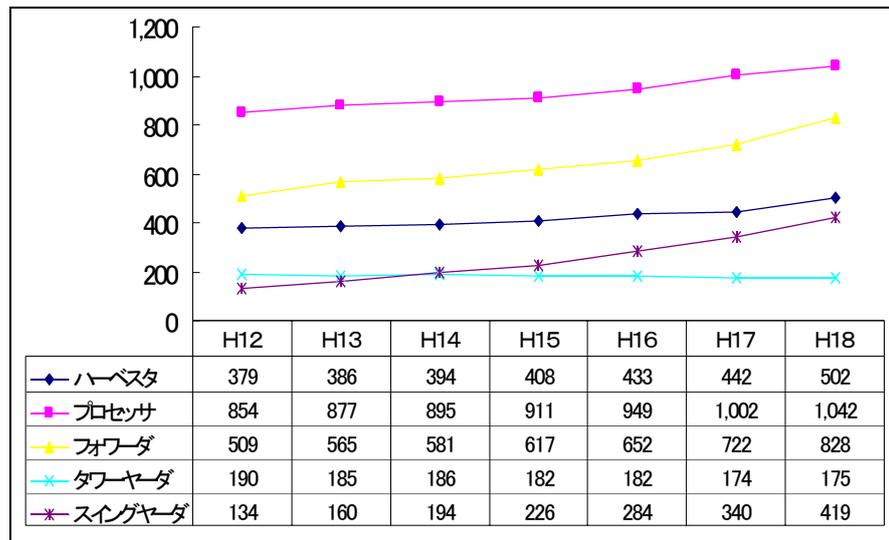
<目標達成状況の判定方法>

平成27年の望ましい林業構造においては、今後、森林施業等の集約化をはじめとする各種施策により生産性の向上や経営規模の拡大を図り、目標値を達成することを目指していることから、生産性、経営規模、集約化に関連する指標(1)～(4)を用いて、総合的に有効性を判定する。

- (1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移：労働生産性が向上すること。
- (2) 高性能林業機械の普及状況：高性能林業機械の普及台数が増加すること。
- (3) 森林組合に占める中核組合の割合：森林組合に占める中核組合の割合が増加すること。
- (4) 森林組合による経営・施業の受託状況：森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること。

【参考データ】

○ 主な高性能林業機械の普及台数（機種別）



注 8～12

資料：林野庁業務資料

※（ ）の数字は見込値

目標② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、この木材の適切な供給・利用により、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。

このため、木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。

また、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要である。

これらのことから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定する。

なお、この木材供給・利用量は、

- 森林の有する多面的機能の発揮や木材の供給の確保のため重点的に取り組むべき事項が適切に実施さ

れることにより各般の課題が解決され、かつ、「水土保持林^{注13}」、「森林と人との共生林^{注14}」及び「資源の循環利用林^{注15}」の区分にふさわしい森林の施業が実施された場合

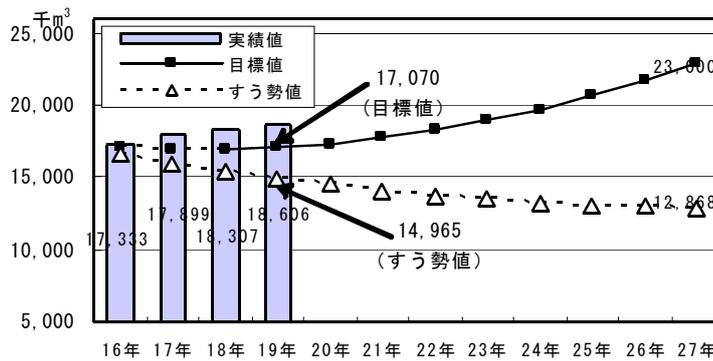
- 今後の需要動向を見通しつつ森林の整備を進める中で供給される木材の適切な利用を図るため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決された場合
- において実現可能なものと位置づけている。

(目標値について)

「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は23,000千 m^3 となっていることから、過去10カ年間のトレンドが平成27年に23,000千 m^3 に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。

<目標値と実績値の推移>

国産材の供給・利用量



※すう勢値は、従前のおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

(把握の方法)

木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需給量を集計し、達成状況を把握。

<目標達成状況の判定方法>

毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合又は前年の実績の90%未満の場合をC、それ以外をBとする。

【参考データ】

○国産材の供給・利用量

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
用材	16,555	17,176	17,617	(17,917)			
製材用材	11,469	11,571	11,645				
パルプ・チップ用材	4,249	4,426	4,496				
合板用材	546	863	1,144				
その他	291	316	332				
薪炭材	169	159	149	(149)			
しいたけ原木	610	565	540	(540)			
合計	17,333	17,899	18,307	(18,606)			

- 注：1) H19は見込値であり、用材については、「平成19年木材(用材)需給見通しの見直し」(平成19年9月28日公表)の値。薪炭材^{注16}及びしいたけ原木^{注17}については、H18の実績と同様に推移するものと仮定。
 2) 数値の合計値は、四捨五入のため一致しない場合がある。
 3) 用材の「その他」は、構造用集成材^{注18}、再生木材^{注19}等である。

○製材工場規模別素材入荷量推移

(単位：千 m^3 、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5~150kw	7,267	6,677	(6,421)				
150~300kw	3,859	3,629	(3,569)				
300kw以上	10,579	10,234	(10,352)				

合 計	21,705	20,540	(20,342)				
300kw以上の割合	48.7	49.8	(50.9)				

注：平成16年～平成18年については木材需給報告書、平成19年については木材統計及び平成17年から平成18年のトレンドによる。

○製材工場規模別従業員数

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	34,709	30,878	(28,449)				
150～300kw	8,768	7,670	(6,939)				
300kw以上	11,641	10,611	(10,001)				
合 計	55,118	49,159	(45,389)				

注：平成16年～平成18年については木材需給報告書、平成19年については木材統計及び平成17年から平成18年のトレンドによる。

○製材工場規模別生産性推移(素材入荷量÷従業員数)

(単位：m³/人年)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	209	216	(226)				
150～300kw	440	473	(514)				
300kw以上	909	964	(1,035)				
合 計	394	418	(448)				

○建築用製材品の人工乾燥材^{注20}生産の割合

(単位：%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乾燥材割合	21.5	22.6	(24.0)				

出典：林野庁業務資料

○集成材^{注21}・合板用素材の国産材利用量

(単位：千m³)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
国産材利用量	1,029	1,341	1,884	集計中			

出典：林野庁業務資料

○サンキューグリーンスタイルマーク^{注22}使用登録企業・団体数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
登録企業・団体数	72	集計中				

出典：林野庁業務資料

○国有林の収穫量

(単位：万m³)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収 穫 量	407	574	599	集計中			

出典：林野庁業務資料

○技術開発成果の活用状況

(単位：課題数)

	H15年度 終了課題				H16年度 終了課題			H17年度 終了課題		H18年度 終了課題
	H16	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H18	H19	H19
実用化されているもの	3	4	4	集	4	4	集	3	集	集
実用化するための実証展示の段階のもの	3	2	2	計	6	6	計	3	計	計
実用化するための予備試験を実施中のもの	2	2	2	中	3	3	中	7	中	中
実質的な活用なし										
合 計	8	8	8		13	13		2		

出典：林野庁業務資料

※ () の数字は見込値。

【その他参考
データ】

○主要学会誌等掲載論文数(林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進関連部門)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	247	205	221	集計中			

2. 用語解説

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <p>注1 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体</p> | <p>効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体
 ○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体（林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等）
 ・林家：所有森林規模100～500haの自営林家（自家労働主体型・施業受託補完型）及び所有森林規模500ha以上の林家（請負労働主体型）→1,300戸
 ・林業会社：所有森林規模500ha以上の会社→200社
 （注）林業経営体：林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等
 ○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体（他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等）
 ・造林・素材生産総合型：年間素材生産量5,000m³以上かつ造林・保育300ha以上
 ・素材生産主体型：年間素材生産量9,000m³以上
 ・造林事業主体型：年間造林・保育面積400ha以上
 合計 1,100事業体
 （注）林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等</p> |
| <p>注2 高性能林業機械</p> | <p>2つ以上の仕事を一つの工程の中でできる機械。</p> |
| <p>注3 中核組合</p> | <p>健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。</p> |
| <p>注4 長期経営・施業受託面積</p> | <p>森林所有者等が所有する森林の経営及び施業を5年以上一括して受託している森林の面積。</p> |
| <p>注5 森林施業</p> | <p>目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること</p> |
| <p>注6 森林組合系統の合併構想</p> | <p>森林組合系統が自主的組織改革運動「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動（森林組合活動21世紀ビジョン2ndステージ）」において取り組んでいる森林組合の合併計画</p> |
| <p>注7 林地残材</p> | <p>林道や土場などで集材されてきた材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。</p> |
| <p>注8 フォワーダ</p> | <p>グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。</p> |
| <p>注9 スウィングヤーダ</p> | <p>主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。</p> |
| <p>注10 プロセッサ</p> | <p>立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。</p> |
| <p>注11 ハーベスタ</p> | <p>伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。</p> |

注12	タワーヤード	架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。
注13	水土保全林	樹木間の空間が確保され適度な光が射し込むことにより下層植生が生育し、落葉等の有機物が土壌に豊富に供給されており、また、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達することにより土壌を保持する能力に優れ、さらに、水を浸透させる土壌中のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出及び崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林。
注14	森林と人との共生林	原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風等を防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。
注15	資源の循環利用林	樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、一定のまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。
注16	薪炭材	薪及び木炭を生産するための原料。
注17	しいたけ原木	コナラなどの木にシイタケ菌を植え付けた木のこと。
注18	構造用集成材	ひき板又は小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、長さ、幅及び厚さの方向に集成接着したものが集成材であり、この集成材のうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものを構造用集成材という。
注19	再生木材	丸太又は木くずを機械的に細片化してつくられるパーティクルボードや薄い木片を何層にも交互に重ね熱圧形成したウェファーボード等をいう。
注20	人工乾燥材	乾燥室で人工的に温度・湿度を調節して乾燥させた木材。
注21	集成材	板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。
注22	サンキュウグリーンスタイルマーク	京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマーク。

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>